

第8節 救出計画

第1項	陸上における救出対策	<input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 警察
第2項	海上における救出対策	<input type="checkbox"/> 第七管区海上保安本部 (門司海上保安部) <input type="checkbox"/> 警察	
第3項	災害救助法に基づく救出適用基準	<input type="checkbox"/> 福祉班	

【基本方針】

阪神淡路大震災や東日本大震災では、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、津波や洪水等により流された者、市街地火災において火中に取り残された者を救助するがいとまなく多くの命を失った。

このような自然外力による犠牲者だけではなく、近年では大規模な道路災害事故による集団的大事故でも救出を要する者が多数発生することが予想される。

そのため、市及び消防本部並びに警察、第七管区海上保安本部は、関係機関との協力を体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

第1項 陸上における救出対策

1. 市（“消防班”）

- 1) 市は、消防班を中心とした救助隊を編成し、救助に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具その他資機材を防災関係機関や建設業者等の協力を得ながら調達し、迅速に被災住民の救助にあたる。また、必要に応じ消防相互応援協定に基づき他の消防機関の応援を得ながら迅速に被災住民の救助にあたる。
- 2) 自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察署に連絡するとともに、合同して救助に当たる。
- 3) 救出作業に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具等に関し、市が有する救助資機材では対応が困難なとき、あるいは市単独での救出が困難なときは、県及び隣接市町村に応援を要請する。

2. 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、第一義として自らの安全を確保しつつ、自発的に救出用資機材を使用して速やかに救出活動の実施に努める。また、自主防災組織等をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるため、防災関係機関による救出活動の円

滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては現場での応急手当を実施するとともに、医師による治療を必要とする者があるときは応急救命措置を行いつつ救護所等へ搬送する。

3. 警察

警察は、災害発生のおそれがある場合、人的被害の未然防止を最重点とした警備措置を講ずるとともに、災害が発生した場合は次のような被災者の救出处置をとる。

- 1) 要救助者及び死傷者の有無の確認、要救助者の速やかな救出・救助活動
- 2) 消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護・搬送活動
- 3) 行方不明者がいる場合は、その速やかな搜索活動
- 4) 救出・救助活動の迅速円滑を図るために必要な交通整理規制等の所要活動

4. 緊急消防援助隊

市及び応援機関の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、市は消防組織法第44条の規定により、県を通じて国に対して緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(1) 要請手続き

- 1) 市は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対して応援要請を行う。

- ア. 災害発生日時
- イ. 災害発生場所
- ウ. 災害の種別・状況
- エ. 人的・物的被害の状況
- オ. 応援要請日時・応援要請者職氏名
- カ. 必要な部隊種別
- キ. その他参考事項

- 2) 市は、通信の錯綜等の事由により、県との連絡が取れない場合、直接国に対して応援要請を行うものとする。

(2) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、緊急消防援助隊受け入れ計画等に定めるところによる。

第2項 海上における救出対策

1. 第七管区海上保安本部(門司海上保安部)

船舶事故や海難事故等の災害により、被災者または行方不明者が発生した場合は、情報の収集、確認とともに、現場に投入する巡視船艇・航空機の勢力を決定し、これにより救出・搜索に当たる。

2. 警察

船舶の遭難等海上における災害発生に際しては、第七管区海上保安本部(門司海上保安部)、市その他の関係機関と連携協力し次の措置をとる。

- 1) 遭難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の被災者の身元確認措置
- 2) 警備艇、ヘリコプター等による可能な救助活動、及び救出救護活動等に伴う陸上における緊急輸送確保の交通整理規制その他の所要措置
- 3) 行方不明者がいる場合は、沿岸関係警察への手配、海岸捜索等による行方不明者の速やかな発見措置
- 4) 船舶火災、化学物質の流出等の場合における市海岸部における住民に対する二次災害防止に関する措置(警戒避難体制の確立)
- 5) 海上事故に関する報道・広報対応

第3項 災害救助法に基づく救出適用基準

災害救助法の適用に基づく措置は次のとおりとする。

(1) 対象者

《救出対象者》	
災害のため	
① 身体が危険な状態にある者	
a. 火災の際に火中に取り残されたような場合	
b. 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合	
c. 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合	
d. 山津波や地すべり等で生き埋めになったような場合	
e. 登山者遭難の場合	
② 生死不明の状態にある者	
※不明の状態にある者とは、行方不明の者で諸般の状態から生存していると推定される者または行方はわかっているが生死が明らかでない者	

(2) 費用の限度額

福岡県災害救助法施行細則で定める額

(3) 救出の期間

《救出の期間》	
一般災害の場合	市長が必要と認める期間
災害救助法適用の場合	災害発生の日から3日以内。(ただし、内閣総理大臣の承認により救出期間を延長することができる(特別基準))